

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年 11 月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200194号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200013号

第1 結論

昭和52年*月から昭和55年3月までの請求期間及び昭和60年4月から平成6年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和52年*月から昭和55年3月まで
② 昭和60年4月から平成6年1月まで

請求期間①においては、厚生年金保険に加入していない事業所に勤務しており、この期間は国民年金保険料を納付していたと思われる。また、請求期間②においては、結婚後、夫の勤務先が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金保険料を納付していたと思われるがこれらの期間の納付の記録がない。請求期間①及び②を国民年金の保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、20歳に達した昭和52年*月にはA町に居住しており、国民年金保険料を納付していたと思われる旨陳述している。

しかしながら、請求者には請求期間①における国民年金の加入手続についての具体的な記憶がない上、国民年金保険料を納付するためには、請求者に被保険者の固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)の払出事務が必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間①にA町で手帳記号番号が払い出された被保険者の氏名を確認したが、請求者に手帳記号番号が払い出されたことを確認できない。

また、社会保険オンラインシステムにより、請求者の生年月日、氏名及び類似の氏名を検索したが、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者の国民年金加入手続は行われていなかったと考えられ、加入手続が行われていない場合、請求期間は未加入期間であるため、制度上、請求者は国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A町は、当時の資料が残されていないため、請求者が請求期間①に国民年金に加入した記録を確認することはできず、当時の国民年金の加入手続や保険料納付について不明であ

る旨回答及び陳述している。

そのほか、請求者が請求期間①について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、B市及びC市に居住しており、昭和60年5月の結婚を機に、同年4月分から国民年金保険料を納付したと思われる旨陳述している。

しかしながら、請求者は、請求期間②において国民年金の加入手続についての具体的な記憶がない上、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間②のうちB市に居住していた期間についてB市で手帳記号番号が払い出された被保険者の氏名を確認したが、請求者に手帳記号番号が払い出されたことを確認できない。

また、年金情報総合管理・照合システムによりD県を対象に氏名検索を行ったものの、請求者の氏名及び生年月日が一致する被保険者は確認できない上、前記1のとおり、社会保険オンラインシステムから、請求者の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間②において国民年金に加入していないものと考えられ、制度上、請求者は国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、B市は、請求者が請求期間②に国民年金に加入した記録は、保存期間を経過しているため確認できない旨回答している上、C市も請求者の請求期間②に係る国民年金加入記録は確認できない旨回答している。

なお、請求者は、C市に転居後、国民年金保険料を自分が納付したとすると、E銀行(現在は、F銀行)G支店において納付したと思われる旨陳述しているところ、同支店を統合したF銀行H支店は、当行では平成17年より前の取引記録は残っておらず、請求期間②当時の資料はないため提供することはできない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間②について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。